

## ○競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の制定について

平成4年9月11日 局総第461号  
各部長、各種委員会事務局長、議会事務局長、  
各部局長、各地方部局長あて 総務部長、  
土木部長、農政部長、住宅都市部長、水産部  
長、林務部長、出納局長

〔沿革〕 平成6年8月15日局総第314号、9年8月5日第359号、12年6月27日第239号、13年11月20日第540号、15年3月31日第751号、16年2月6日第11063号、17年3月31日第2932号、18年3月31日第2673号、20年3月31日第2523号、21年2月12日第2018号、10月1日第1071号、22年3月31日第1976号、25年3月29日第2004号、27年5月29日第120号、30年6月15日第128号、令和元年6月24日151号、令和7年5月30日262号改正

このことについて、競争入札参加資格関係事務取扱要領（昭和48年4月2日付け局総第112号副出納長通達「競争入札参加資格関係事務取扱要領の制定について」）第3第8項第2号の規定に基づき別紙のとおり競争入札参加資格者指名停止事務処理要領を定めたので、事務の執行を適切に行ってください。

（出納局総務課企画係）

競争入札参加資格者指名停止事務処理要領

(趣旨)

第1 道が発注する工事又は製造の請負、物件の購入その他の契約に係る指名競争入札に参加する資格を有する者（以下「資格者」という。）の指名停止の事務処理については法令等に別段の定めがあるものを除くほか、この要領に定めるところによるものとする。

(指名停止)

第2 知事は、資格者が別表第1又は別表第2の各項に掲げる停止要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各項に定めるところにより期間を定め、当該資格者について指名停止を行うものとする。

2 知事が指名停止を行ったときは、支出負担行為担当者等（北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第2条第8号に規定する契約担当者、同条第9号に規定する支出負担行為担当者及び同規則第9条第3項に規定する支出負担行為に相当する行為を行う者。以下同じ。）は、指名競争入札の参加者の指名を行うに際し、当該指名停止に係る資格者を指名してはならない。当該指名停止に係る資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(指名停止の期間の特例)

第3 資格者が1の事案により別表各項の停止要件の2以上に該当したときは、当該停止要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 資格者が次のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各項に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1箇月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

(1) 別表第1項から第8項まで又は第9項から第21項（別表第2にあつては第19項）までの停止要件に係る指名停止の期間の満了後1箇年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ同表第1項から第8項まで又は第9項から第21項（別表第2にあつては第19項）までの停止要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第9項から第11項まで又は第12項から第17項までの停止要件に係る指名停止の期間の満了後3箇年を経過するまでの間に、それぞれ同表第9項から第11項まで又は第12項から第17項までの停止要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 知事は、資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各項及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 知事は、資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各項及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 知事は、指名停止の期間中の資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各項及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 知事は、別表第12項又は第15項の停止要件に該当し、指名停止を行った資格者について、当該停止の期間が満了している場合において、当該事案について極めて悪質な事由が明らかとなったときは、当初の指名停止の期間を変更したと想定した期間から、当初の指名停止の期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができる。

7 知事は、指名停止の期間中の資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該資格者について指名停止を解除するものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第4 知事は、第2第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 知事は、第2第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 知事は、第2第1項又は前2項の規定による指名停止に係る資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

4 知事は、指名停止の期間中の資格者に対し、第3第5項の規定による指名停止の期間の変更を行うときは、前3項の規定により指名停止を行った下請負人、共同企業体の構成員又は共同企業体に対し、第3第5項の規定により指名停止の期間の変更をした資格者の変更後の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止の期間の変更を行うものとする。

5 知事は、指名停止の期間中の資格者に対し、第3第7項の規定による指名停止の解除を行うときは、第1項から第3項までの規定により指名停止を行った下請負人、共同企業体の構成員又は共同企業体に対し、第3第7項の規定により指名停止の解除を行った資格者と併せて指名停止の解除を行うものとする。

(契約の相手方の制限)

第5 支出負担行為担当者等は、資格者が別表第9項から第17項までの停止要件に該当するものとして、契約書を作成する契約の締結前に指名停止を受けた場合は、指名停止の期間中の当該資格者を当該契約の相手方としてはならない。

また、当該資格者が議会の議決に付すべき契約における落札者である場合、本契約の締結前においては、仮契約を締結せず、又は仮契約を解除し、本契約を締結しないこととする。

2 前項の取扱いは、同項に掲げる停止要件以外の停止要件に該当する場合であって、その事案の重大性や悪質性から社会的影響が著しく大きいものに該当すると知事が認めるときも同様とする。

3 支出負担行為担当者等は、指名停止の期間中の資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ知事の承認を受けたときはこの限りではない。

(下請等の禁止)

第6 支出負担行為担当者等は、指名停止の期間中の資格者が当該支出負担行為担当者等の契約に係る工事等の全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(停止要件該当者の報告等)

第7 部局長（北海道財務規則第2条第4号に規定する部局長をいう。以下同じ。）（教育長及び

警察本部長を除く。)及び地方部局長(北海道財務規則第2条第5号に規定する地方部局長をいう。以下同じ。)は、当該部局長及び地方部局長の所管(北海道財務規則第213条の3の規定に基づき依頼された物品の購入等の事務については、当該依頼を受けた総合振興局長又は振興局長の所管とみなす。)に係る事項に関し、別表の停止要件に該当する者があると認めるときは、速やかに競争入札参加指名停止内申書(別記第1号様式。以下「内申書」という。)により主管の部長等(北海道財務規則第2条第1号に規定する部長等をいう。以下同じ。)(教育長及び警察本部長を含む。)に報告するものとする。

2 部長等(教育長及び警察本部長を含む。)は、前項の規定による報告を受理したときは、直ちに、内申書を審査担当部長等(競争入札参加資格関係事務取扱要領(昭和48年4月2日付け局総第112号副出納長通達「競争入札参加資格関係事務取扱要領の制定について」)第3第1項第3号の表の右欄に規定する審査担当部長等をいう。以下同じ。)に送付するものとする。

3 部長等(教育長及び警察本部長を含む。)は、当該部長等の所管(北海道財務規則第204条の19及び第204条の20の規定に基づき依頼された公有財産の取得等の事務並びに第213条の2及び第213条の3の規定に基づき依頼された物品の購入等の事務については、当該依頼を受けた総務部長、建設部長又は出納局長の所管とみなす。)に係る事項に関し、別表の停止要件に該当する者があると認めるときは、前各項の規定の例によるものとする。

(指名停止の審査)

第8 審査担当部長等は、第7第2項の規定により、内申書を受理したときは、速やかに当該内申に係る事項につき必要に応じその事実とともに、当該内申に係る事案の重大性や悪質性から社会的影響が著しく大きいものに該当するか否かを併せて調査検討等の上、当該内申書に意見を付して競争入札参加者審査委員会に送付するものとする。

2 審査担当部長等は、前項により送付した事案につき、競争入札参加者審査委員会から審議結果の通知があったときは、当該資格者の競争入札への参加指名の停止、その期間及び事案の重大性や悪質性から社会的影響が著しく大きいものに該当する場合の第5第2項の適用について、知事の決定を受けるものとする。

3 審査担当部長等は、当該内申の事案が別表第9項から第17項までの停止要件に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、第7第2項の規定により、内申書を受理した後、直ちに当該資格者の指名の停止及び契約の相手方としてはならないことの決定について、競争入札参加者審査委員会の審議を経ずに知事の決定を受けるものとする。ただし、当該内申の事案から別表の停止要件に係る指名停止の期間が明らかな場合は、指名停止の期間についても併せて知事の決定を受けるものとする。

4 審査担当部長等は、前項の規定により決定した事案の指名停止の期間について、速やかに当該内申に係る事項につき必要に応じその事実を調査確認等の上、当該内申書に意見を付して競争入札参加者審査委員会に送付するものとする。

5 審査担当部長等は、前項により送付した事案につき、競争入札参加者審査委員会から審議結果の通知があったときは、知事の決定を受けるものとする。この場合において、第3項ただし書の規定により指名停止の期間を競争入札参加者審査委員会の審議を経ずに知事の決定を受けた場合であって、競争入札参加者審査委員会からの審議の結果、指名停止の期間を変更する必要がないときは、知事の決定を要しないものとする。

6 第3項の規定は、審査担当部長等が、別表第9項から第17項までの停止要件に該当する事案を報道等により把握した場合に準用する。

(指名停止等の通知)

第9 審査担当部長等は、第8第2項及び第3項の規定による知事の決定を受けたときは、資格者に対し競争入札参加指名停止書(別記第2号様式その1)により、関係の部長等、部局長及び地方部局長に対し競争入札参加資格者指名停止通知書(別記第3号様式その1)により通知するものとする。この場合において、当該資格者を契約の相手方としてはならないことの知事の決定を受けたときは、その旨を関係の部長等、部局長及び地方部局長に対し併せて通知するものとする。

2 審査担当部長等は、第8第2項及び第3項の規定による知事の決定を受けたもののうち、第4第3項の規定により指名停止に係る資格者を構成員に含む共同企業体に対し指名停止の決定を受けたものについては、指名停止となる当該構成員から、当該共同企業体についても指名停止となる旨を周知させることができる。

(指名停止の決定に係る標準処理期間等)

第10 審査担当部長等は、17日以内(北海道の休日に関する条例(平成元年条例第2号)第1条第1項各号に規定する休日を除く。)を標準とし、第8第1項及び第2項の規定による内申書の受理から知事の決定までの手続きを完了するものとする。

2 審査担当部長等は、内申に係る事案が別表第9項から第17項までの停止要件に該当するときは、内申書の受理から第8第5項の規定による知事の決定までの手続きを前項に定める期間内に完了するものとする。

(指名停止期間の変更及び指名停止の解除)

第11 第7、第8及び第9の規定は、指名停止期間の変更及び指名停止の解除の場合について準用する。この場合において、資格者に対し指名停止期間の変更にあつては競争入札参加指名停止期間変更通知書(別記第2号様式その2)により、指名停止の解除にあつては競争入札参加指名停止解除通知書(別記第2号様式その3)により通知するものとし、関係の部長等、部局長及び地方部局長に対し、指名停止の期間の変更にあつては競争入札参加資格者指名停止期間変更通知書(別記第3号様式その2)により、指名停止の解除にあつては競争入札参加資格者指名停止解除通知書(別記第3号様式その3)により通知するものとする。

(指名停止の決定前における措置)

第12 審査担当部長等は、第8第2項の規定に基づく指名停止の決定前において別表の停止要件に該当することとなる資格者を指名競争入札に参加させないこととする必要がある場合は、その旨を決定することができる。この場合において審査担当部長等は、速やかに関係の部長等及び部局長に対し当該決定の内容を通知するものとする。

2 審査担当部長等は、前項の決定をしようとするときは、あらかじめ、競争入札参加者審査委員会の委員長たる副知事(副知事が不在の場合は、競争入札参加者審査委員会の委員たる建設部長)に協議するものとする。

3 審査担当部長等は、資格者が別表第9項から第17項までの停止要件に該当するものとして第7第2項の規定による内申書を受理したとき又は当該停止要件に該当する事案を報道等により把握したときは、第8第3項の規定に基づく指名停止の決定前において、第9第1項の規定による通知を受けるまでの間、第5第1項の規定を適用する契約については当該資格者との契約の締結を

保留すべきことを決定するものとする。この場合において、審査担当部長等は、速やかに関係の部長等、部局長及び地方部局長に対し当該決定の内容を通知するものとする。

- 4 前項の通知を受けた場合、支出負担行為担当者等が当該資格者との間で第5第1項の規定を適用する契約を締結しようとしているときは、第9第1項の規定による通知を受けるまでの間、当該契約の締結を保留することとする。

(要領及び指名停止の公表)

第13 部長等、部局長及び地方部局長は、この要領をそれぞれが管理するホームページに掲載し、又は閲覧場所を定めて閲覧に供することにより公表するものとする。

- 2 第9の規定により指名停止の通知を受けた関係の部長等、部局長及び地方部局長は、遅滞なく、前項の方法により、当該指名停止に係る競争入札参加指名停止通知書の写しを公表するものとする。この場合において、公表期間は、当該指名停止の期間とする。

別表第1

建設工事請負契約に係る指名停止基準

停 止 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 道の発注する工事の請負契約に係る競争入札の執行の際に提出させる条件付一般競争入札参加資格審査申請書(添付資料を含む。)その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 箇月以上 6 箇月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 道と締結した請負契約に係る工事(以下この表において「道発注工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき(瑕疵が軽微であると認められるときを除く。)</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 箇月以上 6 箇月以内</p>
<p>3 道内における工事で前項に掲げるものの以外のもので(以下この表において「一般工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 箇月以上 3 箇月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2項に掲げる場合のほか、道発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2 週間以上 4 箇月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 道発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆</p>	<p>当該認定をした日から</p>

停 止 要 件	期 間
<p>に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>1 箇月以上 6 箇月以内</p>
<p>6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 箇月以上 3 箇月以内</p>
<p>（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）</p>	
<p>7 道発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2 週間以上 4 箇月以内</p>
<p>8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2 週間以上 2 箇月以内</p>
<p>（贈賄）</p>	
<p>9 次の（1）、（2）又は（3）に掲げる者が、道の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>（1） 資格者である個人又は資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）。</p>	<p>12箇月以上 24箇月以内</p>
<p>（2） 資格者の役員又は支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結す</p>	<p>9 箇月以上 18 箇月以内</p>

停 止 要 件	期 間
<p>る事務所をいう。)を代表する者で (1)に掲げる者以外のもの(以下 「一般役員等」という。)</p>	
<p>(3) 資格者の使用人で(2)に掲げる者 以外のもの(以下「使用人」とい う。)</p>	<p>6 箇月以上 12箇月以内</p>
<p>10 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者 が、道内の他の公共機関の職員に対 して行った贈賄の容疑により逮捕され、 又は逮捕を経ないで公訴を提起された とき。</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>(1) 代表役員等</p>	<p>6 箇月以上 18箇月以内</p>
<p>(2) 一般役員等</p>	<p>4 箇月以上 12箇月以内</p>
<p>(3) 使用人</p>	<p>2 箇月以上 6 箇月以内</p>
<p>11 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者 が、道外の他の公共機関の職員に対 して行った贈賄の容疑により逮捕され、 又は逮捕を経ないで公訴を提起された とき。</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>(1) 代表役員等</p>	<p>4 箇月以上 12箇月以内</p>
<p>(2) 一般役員等</p>	<p>2 箇月以上 6 箇月以内</p>
<p>(3) 使用人</p>	<p>1 箇月以上 3 箇月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p>	
<p>12 道発注工事に関し、私的独占の禁止 及び公正取引の確保に関する法律(昭 和22年法律第54号。以下「独占禁止 法」という。)第3条又は第8条第1 号の規定に違反し、工事の請負契約の</p>	<p>当該認定をした日から  9 箇月以上 18箇月以内</p>

停 止 要 件	期 間
<p>相手方として不適當であると認められるとき。</p>	
<p>13 道内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 4箇月以上 18箇月以内</p>
<p>14 道外において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 3箇月以上 12箇月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合) 15 道発注工事に関し、資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 9箇月以上 24箇月以内</p>
<p>16 資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が、道内における競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 4箇月以上 24箇月以内</p>
<p>17 資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が、道外における競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2箇月以上 12箇月以内</p>
<p>(建設業法違反行為) 18 道発注工事に関し、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、</p>	<p>当該認定をした日から 2箇月以上 9箇月以</p>

停 止 要 件	期 間
<p>工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>19 前項に掲げる場合のほか、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>20 前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>21 前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が、拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 箇月以上 9 箇月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>1 箇月以上 12 箇月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>1 箇月以上 9 箇月以内</p>

## 別表第2

## 建設工事請負契約以外の契約に係る指名停止基準

停 止 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 道の発注する契約に係る競争入札の執行の際に提出させる入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 箇月以上 6 箇月以内</p>
<p>(過失による粗雑な契約履行)</p> <p>2 道と締結した契約（以下この表において「道発注契約」という。）の履行に当たり、過失により当該契約の履行を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 箇月以上 6 箇月以内</p>
<p>3 道内における契約で前項に掲げるものの以外のも（以下この表において「一般契約」という。）の履行に当たり、過失により当該契約の履行を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 箇月以上 3 箇月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2項に掲げる場合のほか、道発注契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2 週間以上 4 箇月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 道発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 箇月以上 6 箇月以内</p>

停 止 要 件	期 間
<p>6 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> <p>(安全管理措置の不適切により生じた契約関係者事故)</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 箇月以上 3 箇月以内</p>
<p>7 道発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2 週間以上 4 箇月以内</p>
<p>8 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> <p>(贈賄)</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2 週間以上 2 箇月以内</p>
<p>9 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が、道の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 資格者である個人又は資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）。</p> <p>(2) 資格者の役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で(1)に掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>12箇月以上 24箇月以内</p> <p>9 箇月以上 18箇月以内</p>

停 止 要 件	期 間
(3) 資格者の使用人で(2)に掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）。	6 箇月以上 12箇月以内
10 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が、道内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	当該認定をした日から
(1) 代表役員等	6 箇月以上 18箇月以内
(2) 一般役員等	4 箇月以上 12箇月以内
(3) 使用人	2 箇月以上 6 箇月以内
11 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が、道外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	当該認定をした日から
(1) 代表役員等	4 箇月以上 12箇月以内
(2) 一般役員等	2 箇月以上 6 箇月以内
(3) 使用人	1 箇月以上 3 箇月以内
(独占禁止法違反行為)	
12 道発注契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 9 箇月以上 18箇月以内

停 止 要 件	期 間
<p>13 道内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 4箇月以上 18箇月以内</p>
<p>14 道外において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 3箇月以上 12箇月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p>	
<p>15 道発注契約に関し、資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 9箇月以上 24箇月以内</p>
<p>16 資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が、道内における競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 4箇月以上 24箇月以内</p>
<p>17 資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が、道外における競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2箇月以上 12箇月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p>	
<p>18 前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1箇月以上 12箇月以内</p>

停 止 要 件	期 間
19 前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が、拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から  1 箇月以上 9 箇月以内